

富山県消費者協会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、消費者に対し消費に関する正確な知識を普及するとともに生産販売、消費の公正なる意志の疎通をはかり、もって県民生活の安定と向上に資することを目的とする。

第2条 本会は富山県消費者協会という。

第3条 本会は主たる事務所を富山市におく。

2 本会は必要に応じ、理事会の決議を経て従たる事務所をおくことができる。

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 消費生活の合理化教育
- 2 消費者問題に関する調査研究
- 3 消費者問題に関する情報および資料の収集と配布
- 4 各種商店について比較と検討
- 5 消費者相談および苦情処理
- 6 生産者、販売者、消費者の意見交換
- 7 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 構 成

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する団体、法人および個人であって理事会の承認したものをもって組織する。

第3章 会 計

第6条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 本会の経費は補助金、賛助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

第9条 会長は、理事会において選任する。

- 2 副会長および常任理事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。理事は会長が委嘱する。
- 3 監事は理事会にはかり、会長が委嘱する。

第10条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき、その職務を代行する。
- 3 常任理事は会長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 理事は本会の業務に関する重要事項を審議決定する。
- 5 監事は本会の会計ならびに業務の執行状況を監査する。

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了であっても、後任者の就任するまではなおその任務にあたるものとする。

第5章 理事会

第12条 本会に理事会をおく。

- 2 理事会は会長、副会長、常任理事ならびに理事をもって構成する。
- 3 理事会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第13条 次に掲げる事項は、理事会の議決または承認を得なければならない。

- (1) 事業計画および事業報告
- (2) 経費収支予算および決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他重要な事項ならびに本規約に定めのない事項

第14条 理事会の議事は、出席役員過半数の同意によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 顧問および参与

第15条 本会に顧問および参与をおく。

- 2 顧問および参与は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営その他に関し、会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 参与は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第7章 専門委員

第16条 本会に専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は会長が委嘱する。
- 3 専門委員は消費者問題に関し必要な事項を調査研究する。

第8章 委員会

第17条 本会の運営の適正化をはかるため運営委員会をおくことができる。

- 2 委員は若干名とし、会長が委嘱する。
- 3 委員は任期を2年とする。

第9章 事務局

第18条 本会の事務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局の組織と運営については、別に定める。

附 則

- 1 設立当初の事業年度は昭和40年8月5日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 設立当初の役員は、設立世話人により選任する。
- 3 設立当初の役員の任期は、昭和42年3月31日までとする。
- 4 この改正は昭和46年度から適用する。